

企業版ふるさと納税を活用した
とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領

(目的)

第1条 本要領は、まちに関係する人たちと一体となって、市内をお花でいっぱいの魅力的なまちにする「とよなか花いっぱい大作戦」(以下、「事業」という)における、企業版ふるさと納税を活用したスポンサー制度について、必要な事項を定めるものとする。

(制度内容)

第2条 お花でいっぱいの魅力的なまちづくりのため、多くの人々が利用する駅前や公園等に憩える空間としての花壇やフラワーポットの整備・維持管理を行う本事業の趣旨に賛同し、企業版ふるさと納税を活用して寄附をする法人をスポンサーとして登録するもの。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除する制度。

(2) スポンサー

本事業の趣旨に賛同し、企業版ふるさと納税にて寄附をする市外に本店を置く法人。

(寄附内容)

第4条 寄附内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 寄附金額は10万円からとする。

(2) 既納の寄附金は、原則、返還しないものとする。

(スポンサーの要件)

第5条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの申込みを受け付けないものとする。

(1) 豊中市有料広告掲載基準に規定する規則業種又は事業者に抵触するもの又は抵触するおそれのあるもの。

(2) 法令又は条例若しくは規則に違反する又は違反するおそれのあるもの。

(3) 公序良俗に反する又は反するおそれのあるもの。

(4) 政治的または宗教的活動をするもの。

(5) その他市長が適切でないと判断するもの。

(スポンサー決定に係る手続)

第6条 本事業を企業版ふるさと納税の寄附金の使途とするものは、別紙の寄附申出書に加えてスポンサー申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、第5条に定める要件を審査し、スポンサーの可否を決定する。

3 市長は、決定内容について、決定通知書(様式第2号)により申込者に通知する。

(スポンサー名の掲載)

第7条 スポンサーは、市長が管理や設置等をする花壇に設置の看板やホームページ、SNS、

印刷物等にスポンサー名を掲載することができることとし、掲載を希望する場合は、その旨をスポンサー申込書（様式第1号）に記載の上、申込むこととする。

- 2 掲載を希望するスポンサーは、掲載に必要な情報について、市長に提供すること。
- 3 掲載の対象花壇及びその期間は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 対象花壇
豊中駅前人工広場の花壇に掲載。
 - (2) 期間
掲載日から1年間とする。
- 4 掲載は、次の各号に定める手続きを完了した日から概ね1か月以内に行うものとする。
 - (1) 前条に定める手続き
 - (2) 寄附金の納付確認
 - (3) スポンサーからの掲載に必要な情報の提供
- 5 掲載数については、1スポンサーにつき、1掲載までとする。
- 6 事業運営上、必要に応じて作成する印刷物等への掲載は、その時期や前項の状況から判断して、適宜、行うものとする。
- 7 スポンサーは、スポンサー名の掲載に係る権利を第三者に譲渡してはならない。
- 8 市長が必要と認める場合は、掲載の条件や内容等について、スポンサーと協議の上、決定することができる。
- 9 スポンサー名の掲載は、本事業が終了した場合、その終了日をもって掲載を終了するものとする。

(解除)

- 第8条 スポンサー決定の解除を希望するものは、解除申出書（様式第4号）を、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、内容を確認し、解除通知書（様式第5号）により解除の申出者に通知する。
 - 3 スポンサー決定の解除手続きが終了次第、第7条に規定するスポンサーの掲載は終了する。

(取消)

- 第9条 市長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの決定を取り消すことができるものとする。
- (1) スポンサーが第5条の各号のいずれかに該当することとなった場合。
 - (2) 本事業の運営に支障をきたすと認められた事情が発生した場合。
 - (3) その他、市長が取消と判断するもの。
- 2 市長は、取消について、取消通知書（様式第6条）により通知する。
 - 3 スポンサーの取消手続きが終了次第、第7条に規定するスポンサーの掲載は終了する。
 - 4 スポンサーの決定を取り消されたものは、市に対して、取消によって生じた損害等について請求することができない。

(その他)

- 第10条 この要領は、企業版ふるさと納税に関する事項のうち、とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度に係る事項に関してのみ定めるものとする。
- 2 この要領に定めのない事項、又は事業運営上、特別の事情が生じた場合については、市長が別に定める。

附 則 この要領は、令和7年11月18日から施行する。

附 則 この要領は、令和8年3月24日から施行する。

(別紙)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申込書

令和 年 月 日

豊中市長 宛

法人番号
法人名
代表者名
所在地（本社）

貴市で実施されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、下記のとおり寄附を申し込みます。

1. 寄附金の使い みち	寄附金の使いみちについて、ご希望の□に✓をお願いします。	
	<input type="checkbox"/> 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり推進事業 <input type="checkbox"/> 安全に安心して暮らせるまちづくり推進事業 <input type="checkbox"/> 活力ある快適なまちづくり推進事業 <input type="checkbox"/> いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり推進事業	
	具体的な事業名があればご記入ください。 ・	
2. 寄附申込額	金 _____ 円	
3. 寄附情報の 公開	豊中市ホームページ等での公表について、ご希望の□に✓をお願いします。 <input type="checkbox"/> 法人名・寄附金額を公表 <input type="checkbox"/> 法人名を公表 <input type="checkbox"/> 公表を希望しない（匿名）	
4. 連絡先	ふりがな ご担当者名	
	ご担当者所属	
	電話番号	
	メールアドレス	

【申出・お問合せ先】

豊中市 都市経営部 経営戦略課
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市役所 第一庁舎3階
TEL：06-6858-2773 FAX：06-6858-4111
Email：keiei@city.toyonaka.osaka.jp

様式第1号

スポンサー申込書

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）豊 中 市 長

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領の内容を了承し、スポンサーに申し込みます。

企業・団体名称	フリガナ
代表者名	フリガナ
担当者名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
寄附内容	本事業の趣旨に賛同し、市内の花壇・フラワーポットの整備又は管理への寄附
寄附金額（10万円から）	円
スポンサー名の掲載	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※花壇やホームページ、SNS、印刷物等への掲載

様式第2号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊中市長

決定通知書

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第6条に基づき審査を行った結果、次のとおり決定しましたので通知します。

スポンサー決定

スポンサー不決定

スポンサー名	
寄附金額	円
不決定とした理由	

様式第3号

解除申出書

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）豊 中 市 長

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第9条に基づき、スポンサーの決定を解除されるよう申し出ます。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
寄附金額	
解除申出理由	

様式第4号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊中市長

解除通知書

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第9条第2項に基づき、下記スポンサーからの解除申出を受理し、スポンサーの決定を解除することを知します。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
寄附金額	
解除理由	

様式第 5 号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊中市長

取消通知書

企業版ふるさと納税を活用したとよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第 10 条に基づき、下記のとおり、スポンサーの決定を取り消しましたので、通知します。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
寄附金額	
取消理由	